

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靭なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靭化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	49 (+102%)	
入口側の循環利用率（%）	10	16	18 (+8ポイント)	
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 (+11ポイント)	
最終処分量（百万トン）	57	14	13 (▲77%)	() 内は2000年度比

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 |
|--|---|

地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靭なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) |
|---|--|



Plastics
Smart

プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

令和元年5月31日

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各國での輸入規制等の課題

重点戦略 基本原則：「3R + Renewable」

リデュース等	リサイクル	再生材 バイオプラスチック対策	海洋プラスチック対策	国際展開	基盤整備
<ul style="list-style-type: none">▶ ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<ul style="list-style-type: none">▶ プラスチック資源の分かれやすく効果的な分別回収・リサイクル▶ 漁具等の陸域回収徹底▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	<ul style="list-style-type: none">▶ 利用ポートシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用▶ バイオプラスチック導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	<ul style="list-style-type: none">▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理▶ 海岸漂着物等の回収処理▶ 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	<ul style="list-style-type: none">▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	<ul style="list-style-type: none">▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
<ul style="list-style-type: none">▶ <リデュース>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制	<ul style="list-style-type: none">▶ <リユース・リサイクル>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用	<ul style="list-style-type: none">▶ <再生利用・バイオマスプラスチック>⑤ 2030年までに再生利用を倍増⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入	<ul style="list-style-type: none">▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した	<ul style="list-style-type: none">▶ マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクランブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）▶ 代替イノベーションの推進	

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
◆国民各界との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

＜食品ロスの問題＞

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入した食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている）。特徴は、以下の5つ。



前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
((1)貧困・飢餓、(2)初等教育、(3)女性、(4)乳幼児、(5)妊娠産婦、(6)疾病、(7)環境、(8)連帯)
- MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
○ 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
× 乳幼児や妊娠産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で遅れ

環境
(リオ+20)

人権

平和

循環型社会の構築に向けたSDGs

(都市)

- 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する：災害廃棄物処理体制の構築

(生産・消費)

- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
：食品廃棄物をはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（気候変動）

- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
：廃棄物由来で発生する温室効果ガスの削減

(海洋資源)

- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する：プラスチックごみによる海洋汚染の防止（実施手段）

17 パートナーシップで目標を達成しよう



- 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナー・シップを活性化する：市民・事業者・行政等の連携

環地第31号
令和元年7月30日

京都市環境審議会
会長 笠原 三紀夫 様

京都市長 門川 大作



京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定
について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきます
ようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロを実現するための京都市地球温
暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組む
べき分野及び具体的な対策の方向性

(質問理由)

「京都市の8月の最高気温は42度を超え、猛暑日が66日となる。

また、全国での熱中症などによる死者は1万5千人を超える。」

これは、環境省が公開した「2100年 未来の天気予報」で描かれた、地球温暖化対策が実を結ばなかった場合の未来予想図です。

世界の平均気温は、1750年頃の工業化以前と比べて既に約1°C上昇し、気候変動の影響は、地球規模で既に顕在化しています。今後も温暖化が進めば、その影響は深刻化していきます。

人類は今、「気候危機」の時代に入り、これと戦うこと抜きに、これまで築き上げてきた生活も、文化も、存続させることができないという危機感の下、本市の都市経営の根幹に据える地球温暖化対策を再構築する必要があると考えます。

世界の科学者が集まるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)がまとめた「1.5°C特別報告書」によれば、工業化以前と比べた世界の平均気温の上昇が2°Cの場合と、1.5°Cの場合とでは、気候変動の影響に伴うリスクは大きく異なり、1.5°Cに抑制するためには、2050年頃までに二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要とされています。

本市が誘致した本年5月のIPCC第49回総会に合わせて開催したシンポジウムにおいて、私は、原田環境大臣や大学・研究機関、活動団体の関係者など幅広い分野の方々とともに、「世界の平均気温上昇を1.5°C以下に抑えるために、2050年頃までの二酸化炭素排出量の正味ゼロに向けて、あらゆる方策を追求し、具体的な行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5°Cを目指す京都アピール」を発表しました。

私は、「2050年、正味ゼロ」を掲げるに当たり、三つの決意を胸に刻みました。

その一つは、「未来に対する責任を果たす」決意です。

私たちの子や孫たちの世代に、「何故あの時、2°Cではなく、1.5°Cを目指さなかったのか」「何故あの時、今世紀後半ではなく、2050年を目指す選択をしなかったのか」と嘆かせることのないよう、「未来に対する責任」を果たしていくかなければなりません。

二つ目は、「京都の果たせる役割、果たさねばならない役割を果たす」決意です。

2050年まで約30年しかない中、「正味ゼロ」という目標は、非常に高い目標であります、私たちは、これに挑んでいかなければなりません。忘れてはならないのは、「1.5°Cを目指す」ことについて、世界は合意していることです。

京都は、千年を超えて都市の機能・文化が遮断されずに継承・発展してきた、世界的にも稀なレジリエント・シティであり、SDGsを体現してきたまちであります。そういうまちで温室効果ガス排出量削減に関する初の国際合意が誕生したことには必然性がある

と考えます。その「京都議定書」が大きく飛躍してパリ協定が成立し、そしてこの5月、IPCC総会が京都で開催され、パリ協定の仕組みを支える「IPCC京都ガイドライン」の採択の場ともなりました。2020年からパリ協定が「実行の段階」へ入ろうとする中、再びここ京都が世界の気候変動対策に大きな役割を果たしていかなければなりません。

気候変動対策は、地球規模の課題であり、地球の全ての地域が取り組まなければ達成できない課題です。「京都だけで」達成できる課題ではありません。また、「京都だけが」達成できればいい課題でもありません。達成のためには、京都市が、自ら取り組むと同時に、国や国内外の自治体、都市と広く連携し、世界の脱炭素化を牽引していく必要があります。

三つ目は、「覚悟」です。できることをする、手の届く施策を打つということは大事なことではありますが、先に述べた気候変動を巡る危機は待ってくれません。この危機を克服しない限り、私たちが築き上げてきた生活も、文化も、そして経済も、存続できません。

「2050年、正味ゼロ」という目標から見て何をしていくべきか。全てはここから問題を立てる必要があります。

京都市では、この間、市民、事業者の皆様と徹底した省エネに取り組み、エネルギーの消費量はピーク時の平成9年度に比べ約26%減と大幅に削減するとともに、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーの導入量も増加しました。エコ学区の全学区展開、10万人を超える小学生へのエコ学習など、地域ぐるみの取組や環境学習にも力を注いでまいりました。しかしながら、温室効果ガス排出量の削減は、1990年に比べ約9%減にとどまっています。

これまでの延長線上にとどまらない大変革が必要です。

これまでの市民ぐるみでの取組を、更に広げていくとともに、家庭、地域、職場、学校など様々な場面で深掘りをしていく。そして、市民・事業者の皆様の選択による再生可能エネルギー利用の飛躍的な拡大、更なるイノベーションの促進や私たち自身のライフスタイルの見直し、脱炭素社会を支える担い手の育成など、脱炭素化を都市経営の根幹に据え、市民、事業者、地域、大学・研究機関、NPO、あらゆる皆様とご一緒に、知恵を出し合い、気候危機と戦うための行動を実践していきたいと考えています。

「私たちはこの地球を祖先から譲り受けたのではない。未来の子どもたちから借りているのだ」というネイティブ・アメリカンの言葉があります。

私たちは、未来の子どもたちに持続可能で豊かな地球環境をお返しできるのかどうか、今その瀬戸際に立っているといつても過言ではありません。

つきましては、長期目標として2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロを実現するための京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る重点的に取り組むべき分野及び具体的な対策の方向性について御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。

環 環 管 第 1 9 号
令和元年 7 月 30 日

京都市環境審議会
会長 笠原 三紀夫 様

京都市長 門川 太作



次期京都市生物多様性プランの策定について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきますようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

都市と自然が調和した「人と環境にやさしいまち京都」の実現に向けた次期生物多様性プランの策定に係る、これから時代にかなった「人と自然の関わり」の構築のための方策及び生物多様性の分かりにくさを解消し誰もが「自分ごと」として行動できる指針等

(諮問理由)

人間社会は、衣食住はもとより予測不能な自然災害の発生防止など、あらゆる面で生物多様性の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で、大きな負担をかけています。生物多様性が失われることは、生物種の絶滅や自然の荒廃だけでなく、人間社会の存続そのものが危ぶまれることを意味しています。

自然と共生する精神を先人から受け継いできた京都のまちは、市域面積の約75%を占める森林や鴨川、桂川、宇治川をはじめとする河川が織りなす豊かな自然に恵まれ、こうした自然環境が生物多様性を支える礎となっています。

また、大気や水、土壤など、私たち京都市民のいのちや暮らしの基盤であり、本市の農業や産業の原動力でもあり、祭事や茶道、華道等の京都の文化の形成にも多大な影響を与えてきたばかりでなく、美しいまちなみや景観と相まって、多くの人々を魅了してきました。

さらには、千年以上、幾多の危機を乗り越え、持続・創造・発展してきた、レジリエンスを内に備えたまちでもあり、SDGsの達成に向けた理念を有するまちであります。

この生物多様性の恩恵を受け形成された京都のまちと暮らしの文化を、将来にわたり守り続けていくために、平成26年3月に「京都市生物多様性プラン」を策定し、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全・再生に向け、「生きものの生息環境の保全」、「人づくり」、「ネットワークづくり」の3つの側面から取組を進めてきました。

万葉の時代から親しまれてきたフジバカマや葵祭で用いるフタバアオイ、祇園祭の時期に軒先等に飾られるヒオウギは、絶滅の危機に瀕していましたが、市民等の保全、再生の取組の成果が出ており、京都の祭りや暮らしの文化の維持にも繋がっています。また、本市動物園と大学、研究機関との連携による教育、研究の側面からの生物多様性保全に向けた取組も進んできています。

しかしながら、生物多様性に対する認識、危機の解決に向けた行動はまだ十分とは言えず、国の天然記念物である深泥池をはじめとしたシカの食害、河川での外来種や交雑種のオオサンショウウオの増加による在来種の減少、市街地で子どもが土に触れる機会が少ないといった自然との触れ合いの減少、さらには「おけら詣り」に使われるオケラ草の減少等による伝統文化継承の危機など、様々な問題が顕在化してきています。

また、河川等を経由して海域に流出するプラスチックごみの生態系への影響など、本市においても、その対策を緊急に講じなければならない新たな問題も発生しています。

こうした問題に対応していくためには、生物多様性の観点からだけでなく、地球温暖化対策や廃棄物対策等との融合も必須です。そのために、次期生物多様性プランは、同時期に次期計画を策定するこれらの計画も踏まえたものとする必要があります。

これまでの取組だけではこうした問題の解決に至ることは難しく、行政、市民、事業者等、各主体が一步踏み込んでそれぞれ役割を果たすことが不可欠です。

本市としても、生物多様性の保全なくして持続・発展し続ける京都はないという覚悟を持って取り組んでまいります。

「人と環境にやさしいまち京都」の実現。生物多様性の保全・再生の取組の先に見えてくるのは、自然を慈しみ、自然からの恵みに感謝し、自然とともに暮らす市民の皆様の姿であると確信しています。

生物多様性の取組は、生態系の回復・適応、人の意識や行動の変化など、成果が表れるまで時間を要することから、都市と自然が調和した「人と環境にやさしいまち京都」の実現に向けた次期生物多様性プランの策定に係る長期的ビジョンや、市民、事業者、行政が生物多様性保全のために行動できる指針等について御審議いただきたく、貴審議会に諮問いたします。